

エステティック等技術者認定試験実施要項

平成 24 年 10 月 12 日 制定

令和 7 年 4 月 1 日 改正

エステティック、ネイル、メイクアップ、まつ毛エクステンションに係る認定制度（以下、「エステティック等認定制度」という。）の認定校において認定試験を実施するにあたり、次のように定める。

1. 実施主体 厚生労働大臣又は都道府県知事が指定した理容師養成施設又は美容師養成施設である認定校。（以下、「認定校」という。）

2. 認定試験 ア. 筆記試験及び実技試験は、次のとおり実施する。

		試験時間	出 題
筆記試験	エステティック	各 30 分	出題範囲：各テキスト 出題形式：三肢択一式 出 題 数：各 20 問
	ネイル		
	メイクアップ		
	まつ毛エクステンション		
実技試験	エステティック	45 分	履修項目
	ネイル	60 分	
	メイクアップ	30 分	
	まつ毛エクステンション	50 分	

イ. 筆記試験問題は、教育センターが 50 問作成し、認定校は、そのうちの 20 問を選定して出題する。

ウ. 実技試験の採点基準は、教育センターが別に定める。

3. 場 所 認定校とする。

4. 試験委員 ア. 「エステティック等認定制度実施要項」別表 1～4 のそれぞれの教科の(4)に定める指導者資格を有する者。

イ. それぞれの教科の実技試験については、1 クラス 2 人以上の試験委員とする。

5. 採 点 認定校が行う。

6. 合格基準 エステティック、ネイル、メイクアップ、まつ毛エクステンションそれぞれ、筆記試験・実技試験とも 60 点以上とする。